

令和7年度 常勤講師及び非常勤講師 取扱一覧(県立特別支援学校)

	名称	任用期間	勤務時間	給与手当	支給方法	休暇等	社会保険等	
常勤講師等	一般定数内講師 一般定数内養護助教諭	原則 4月1日～9月30日、 10月1日～3月31日	週38時間45分 (7時間45分×5日)	○経験年数に応じた給料号給 ○通勤手当等各種手当支給 ○任用期間によって期末・勤勉手当支給 ○退職手当(6か月以上の任用期間がある者)	○システムにより申請した給与振込口座への振込 ※給料は毎月21日に口座払(その日が週休日等に当たる場合は、その日以前における直近の金融機関営業日(以下同じ)) ※期末・勤勉手当は、6月期は6月30日、12月期は12月10日に口座払	・『臨時的任用職員の休暇について(通知)』による ・任用期間に応じて付与される	○社会保険(健康保険、介護保険、厚生年金保険のこと。以下同じ)に加入 ○健康保険、介護保険は公立学校共済組合に、厚生年金保険は年金機構に加入 ○新たに任用される場合で31日以上任用期間がある方は、任用開始以降5ヶ月を経過するまで雇用保険に加入	
	一般定数内学校事務職員 一般定数内学校栄養職員等	原則 4月1日～9月30日、 10月1日～3月31日						
	育休定数内講師 育休定数内養護助教諭	原則 4月1日～3月31日						
	産休代員、育休代員、休職代員	配置を必要とする期間						
	名称	配置基準等	授業時間、授業形態等	報酬額	支給方法	休暇等	社会保険等	
非常勤講師	副校長・教頭マネジメント支援員	学校運営上の課題を抱え、副校長・教頭の業務負担が増大していることが認められる学校	週30時間	2,090円×勤務した時間数(※)	システムにより給与振込口座申請 ※報酬は毎月21日に口座払い(その日が週休日等に当たるときは、その日以前における直近の金融機関営業日) ※期末勤勉手当は、6月期は6月30日、12月期は12月10日に口座払	・『会計年度任用職員の取扱要領』による ・任用期間に応じて付与される	○勤務時間が週20時間以上かつ2月と1日以上任用(予定)又は再度の任用の見込みがある場合(週20時間以上30時間未満の場合は報酬月額88千円以上の場合に限る。)は社会保険に加入 ○上記に該当しない場合、国民健康保険等に各自で加入 ○週20時間以上かつ31日以上の任用がある場合は雇用保険に加入	
	育児短時間勤務者(養護教諭)の後補充	育児短時間勤務者の後補充が必要と認めた学校	週25時間	2,690円×勤務した時間数(※)				
	教科補充	教科等の授業を補完するために必要と認める場合	T1又は単独指導あり	週30時間 (1)T1又は単独指導(①原則4コマ7時間、②原則6コマ10時間、③原則8コマ13時間、④原則10コマ17時間、⑤原則12コマ20時間の5区分) 残りの勤務時間は学級担任や教科等担任とTT方式				(1)①1,670円、②1,690円、③1,710円、④1,740円、⑤1,760円 ×勤務した時間数 (2)1,620円×勤務した時間数(※)
			T1又は単独指導なし	必要に応じて週12時間、18時間、24時間、30時間の4区分 (2)学級担任や教科等担任とTT方式(単独指導不可)				
	単独指導非常勤講師(T1又は単独指導のみ)	教科等に関する指導が必要と認める場合	必要に応じて、週2～30時間の範囲	1,830円×勤務した時間数(※)				
	妊娠中の女子教諭の勤務軽減(女子教諭体育実技補助)	妊娠中の女子教諭の母体保護と体育実技等授業の教育効果の確保重複学級の担任の補助又は、同一校に2人以上の妊娠者がある場合の補助	教科補充(1)又は(2)及び単独指導非常勤講師と同様	教科補充(1)又は(2)及び単独指導非常勤講師と同様				
	初任者研修(出張)後補充	特段の希望がある場合のみ	初任者1人あたり22日以内 1日あたりの勤務時間は7時間45分以内	1,830円×勤務した時間数(※)				無
	初任者研修(拠点校方式以外の一人配置校指導教員)	初任者の一人配置校に対して、学校長からの希望がある学校	1週8時間以内 年間300時間以内	2,690円×勤務した時間数(※)				・『会計年度任用職員の取扱要領』による。 ・任用期間に応じて付与される
	新規採用養護教諭研修	初任者の一人配置校に対して、学校長からの希望がある学校	校内研修に係る指導及び助言は、年間15日以内、1日4時間程度 校外研修における後補充は年間15日以内 勤務時間7時間45分					
	特別非常勤講師	多様な専門分野の優れた知識・技能や経験を持つ人材を、一定期間任用し、教科領域等の一部を単独で実施						

(※) ○通勤距離片道2km以上の場合に費用弁償支給
(※) ○県における年末調整を希望する場合は、任用時「扶養控除等(異動)申告書」及び「所得税区分申請」を提出
(※) (提出した場合:甲欄適用、提出しない場合:乙欄適用で、源泉所得税を控除する。)
(※) ○年2.21ヶ月分の報酬に相当する期末手当及び勤務成績に応じた勤勉手当(6ヶ月以上の任用期間又は任用予定期間がある場合)